

BCP策定で介護に安心を

今年度の介護報酬改定で、全ての介護サービス事業者に業務継続計画(BCP)の策定と、研修、訓練が義務化された。実施まで3年間の経過措置期間がある。

BCPとは、新型コロナウイルスのような「感染症」や、台風や地震といった「自然災害」の発生時の計画書をいう。通常業務が中断せざるを得なくなっても、早期に復旧できるように業務方針や人員態勢、手順を記している。

5年前に自主的に策定している県内のある事業者は、地域福祉サービスの担い手として利用者の安全を考え、早期の策定に取り組んだとのこと。コロナへの対応でも「新型インフルエンザに対するBCP」を策定していたことから、参考になったそうだ。そして、何よりも現場職員の意見によるBCPを策定し、見直しや訓練も定期的に行っていたため、コロナへの対応がスムーズにできたそうだ。

今回、3年間の経過措置があるとはいえ、利用者の安全安心を考えると、早期に計画策定に取り組んでいただきたい。そして、環境の変化に応じて計画を見直してほしい。常に役に立つ計画を配備し、職員へ周知することで、安心安全な施設サービスを利用者と家族に提供し、職員も安心して働ける施設となることを期待する。

(コンサルティング事業部 経営コンサルティンググループ 主任研究員 慶徳 亘紀)

朝日新聞「三重のけいざい ひと息コラム」 2021年6月28日